

2 過去の排除型私的独占事件

件名 審決（命令）年月日	内 容
平成21年（措）第2号 （社）日本音楽著作権協会に対する件 平成21年2月27日	音楽著作物の著作権に係る著作権等管理事業を営むに当たり、放送事業者から包括徴収の方法により徴収する放送等使用料の算定において、放送等利用割合が当該放送等使用料に反映されないような方法を採用していることにより、他の管理事業者の事業活動を排除している。
平成16年（判）第2号 東日本電信電話株式会社に対する件 平成19年3月26日	自社が販売するFTTHサービスの提供について、分岐方式による接続料金及びユーザー料金を設定しながら同サービスの提供に当たり光ファイバ1芯を1ユーザーに使用させることで、自社の加入者光ファイバに接続してFTTHサービスを販売する他の電気通信事業者の新規参入を妨害することにより、戸建て住宅向けFTTHサービス市場の競争を制限していた。
平成12年（判）第8号 ニプロ株式会社に対する件 平成18年6月5日	アンプル用の生地管を輸入している株式会社ナイガイ（以下「ナイガイ」という。）及びナイガイから同生地管の供給を受けアンプルに加工販売している内外硝子工業株式会社（以下「内外硝子」という。）に対し、ナイガイに対してのみ同生地管の販売価格を引き上げる等の一連の行為によって、ナイガイ及び内外硝子の事業活動を排除し、西日本地区における同生地管の供給分野における競争を実質的に制限していた。
平成17年（勸）第1号 インテル株式会社に対する件 平成17年4月13日	国内パソコンメーカーのうちの5社に対し、それぞれ、その製造販売するパソコンに搭載するCPUについて ① MSSを100%とし、インテルコーポレーションが製造販売するCPU（インテル製CPU）以外のCPU（競争事業者製CPU）を採用しないこと ② MSSを90%とし、競争事業者製CPUの割合を10%に抑えること ③ 生産数量の比較的多い複数の商品群に属するすべてのパソコンに搭載するCPUについて競争事業者製CPUを採用しないこと のいずれかを条件として、インテル製CPUに係る割戻し又は資金提供を行うことを約束することにより、パソコンに搭載するCPUについて、競争事業者製CPUを採用しないようにさせる行為を行っている。
平成16年（勸）第26号 株式会社有線ブロードネットワークスほか1社に対する件 平成16年10月13日	キャンシステム株式会社（以下「キャンシステム」という。）の顧客に限って切替契約の条件として3,675円を下回る月額聴取料又はチューナー設置月を含めて3ヶ月を超える月額聴取料の無料期間を提示するキャンペーン等を順次、実施することにより、集中的にキャンシステムの顧客を奪取していた。
平成10年（判）第2号 株式会社北海道新聞社に対する件 平成12年2月28日	株式会社函館新聞社の参入を妨害し、その事業活動を困難にする目的で講じた一連の行為によって、同社の事業活動を排除していた。